

2022 年度津田塾大学総合政策研究所 TU-RIPS 第 3 回セミナー実施報告  
TU-RIPS 第 3 回セミナー「人権と社会」シリーズ第 1 回、佐々  
木亮氏「国際人権法から考えるヘイト・スピーチ規制  
(2022 年 5 月 13 日開催)

**TU-RIPS Seminar III, ‘Human Rights and Society’ Series 1,  
SASAKI Ryo “Hate Speech Regulations from the Perspective of  
International Human Rights Law”**

大島美穂<sup>1</sup>

2022 年度、総合政策研究所では、「人権と社会」と銘打ったセミナーをシリーズで実施することとなった。総合政策研究所のインターディシプリナリー（学際研究）という特徴を活かして、各専門分野から各々講師を招き、人権と社会の問題に切り込むという趣旨である。

その第 1 回として、5 月 13 日（金）に国際法・国際人権法を専門とする佐々木亮氏（聖心女子大学現代教養学部国際交流学科）を招き、「不寛容な表現にも寛容であるべきか—国際人権法から考えるヘイト・スピーチ規制—」と題する講演を開催した。Zoom による千駄ヶ谷キャンパス外からの参加も含め、100 名近くの出席者を得た。また、司会を筆者が務めた。

講演は、(1) 近代人権思想における人種差別撤廃の歴史的展開、(2) 国際人権保障のための法的枠組み、そして (3) 日本における人種差別撤廃条約の締結とヘイト・スピーチ規制の関係、という順番で進んだ。

最初に、国連憲章や国際人権宣言で抽象的に謳われていた人権保障が、各国の人権保障を具体的に監視するシステムを内包した国際条約の締結によって進んだ国際的な状況が示された。

他方で、人種差別撤廃条約は、条約の発効から 27 年かけてようやく日本においても批准されたものの、日本に人種差別は存在しないという理解の下に、国内法の整備は行われてこなかったという事実が指摘された。さらに、同条約第 4 条「人種的優越性に基づく差別・扇動の禁止」に対して日本政府は留保を付しており、これは 2016 年に制定されたヘイト・スピーチ規制立法である「ヘイト・スピーチ解消法」の問題点にもつながっていること、すなわち、解消法は差別解消への理解促進とそのため教育啓発が中心であり、差別禁止規定を持たず、人種差別的ヘイトスピーチ及びヘイトクライムへの責任を曖昧化しているといった点が述べられた。

そのため、国際人種差別撤廃委員会から日本に対して「民族的マイノリティー集団に提供された救済措置を非常に限られたものとし、今に至るも暴力的なヘイトスピーチ及び暴力の扇動が行われている」

---

<sup>1</sup> 津田塾大学総合政策学部教授

という問題点の指摘が出されている。

最後に、ヘイトスピーチに対する規制がなぜ必要となるかの根拠として、「表現の自由は、他者の権利と自由の破壊を意図するものであってはならない」(人種差別撤廃委員会一般的勧告 2013 年)、また、「宗教的、民族的または文化的予断に基づく憎悪を扇動する政治的言説は、民主主義国家における社会的平和と政治的安定にとって危険を呈する」(ヨーロッパ人権裁判所フェレ判決 2009 年)が引用されて講演は締めくくられた。

会場からは学生や教員から意見や質問が活発に出され、充実したセミナーとなった。

写真1 佐々木亮先生の講演の様子



写真2 講演に聞き入る聴衆



出所：セミナー当日、TU-RIPS セミナー実行委員会撮影

\*写真掲載に関して参加者の同意はとっております。